

決議 1874 (2009)

2009年6月12日、安全保障理事会第6141回会合にて採択

安全保障理事会は

決議 825 (1993)、決議 1540 (2004)、決議 1695 (2006) および、とりわけ、決議 1718 (2006) を含む従前の安保理関連諸決議、および、2006年10月6日 (S/PRST/2006/41) および 2009年4月13日 (S/PRST/2009/7)の安保理議長諸声明を想起し、

核、化学および生物兵器並びにその運搬手段の拡散が、国際の平和および安全に対する脅威を構成することを再確認し、

決議 1718 (2006) に違反して 2009年5月25日 (現地時間) に朝鮮民主主義人民共和国 (北朝鮮) により実施された核実験、および、そのような実験による核兵器の不拡散に関する条約 (NPT) および 2010年 NPT 再検討会議に向かって核兵器の不拡散に関する世界的な制度を強化するための国際的な努力に対する挑戦、並びに、このような実験が地域内外の平和および安定にもたらす危険に対し、最も重大な懸念を表明し、

NPT に対する安保理の一致した支持および同条約のあらゆる面を強化するという公約、ならびに、核不拡散および核軍縮に向けた世界的な努力を強調し、北朝鮮はいずれにせよ NPT に従い核兵器国としての地位を有することはできないことを想起し、

北朝鮮による NPT からの脱退に関する発表及び核兵器の追求を遺憾とし、

北朝鮮が、国際社会が有するその他の安全保障上及び人道上の懸念に対応することが重要であることを再度強調し、

本決議により課せられた措置は、北朝鮮の一般市民に対する人道上の悪影響をもたらす意図がないことをまた強調し、

北朝鮮により実施された核実験およびミサイル活動が、地域内外の緊張を更に増大させていることに最も重大な懸念を表明し、国際の平和および安全に対する明白な脅威が存在し続けていることを認定し、

全加盟国が国際連合憲章の目的および原則を守ることの重要性を再確認し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動し、同憲章第41条に基づく措置をとって、

1. 安保理の関連諸決議、とりわけ決議 1695 (2006) および 1718 (2006) 並びに 2009年4月13日の安保理議長声明 (S/PRST/2009/7) に違反しかつ甚だしく無視して 2009年5月25日 (現地時間) に北朝鮮により実施された核実験を最も強い文言で非難し、

2. 北朝鮮に対し、いかなる核実験又はいかなる弾道ミサイル技術を用いた発射もこれ以上実施しないことを要求する。

3. 北朝鮮が、弾道ミサイル計画に関連する全ての活動を停止し、かつ、この文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認することを決定する。

4. 北朝鮮が、関連する安全保障理事会決議、とりわけ決議 1718 (2006) のもとの義務を、直ちに完全に履行することを要求する。

5. 北朝鮮に対し、NPT からの脱退に関する発表を直ちに撤回することを要求する。

6. 北朝鮮に対し、NPT 締約国の権利および義務を念頭に置きながら、NPT 及び国際原子力機関 (以下「IAEA」という。) の保障措置に早期に復帰することを更に要求するとともに、NPT のすべての締約国が自国の同条約上の義務を引き続き遵守することが必要であることを強調する。

7. 全加盟国に対し、2009年4月13日の安保理議長声明(S/PRST/2009/7)に従って決議1718(2006)に従って設立された委員会(以下「委員会」とする)により為された指定に関することを含む、決議1718(2006)に従った自国の義務を履行することを求める。

8. 北朝鮮が、すべての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法並びに関連活動を即時に停止して放棄すること、NPTの下で締約国に課される義務及びIAEA保障措置協定(IAEA INFCIR/403)に定める条件に厳格に従って行動すること、並びに、これらの要求に加え、透明性についての措置(IAEAが要求し、かつ、必要と認める個人、書類、設備及び施設へのアクセスを含む。)をIAEAに提供することを決定する。

9. 決議1718(2006)の第8項(b)の措置は、そのような武器もしくは装備の準備、製造、維持もしくは使用に関する金融取引、技術訓練、助言、活動もしくは援助にも適用することを決定する

10. 決議1718(2006)の第8項(b)の措置は、小型武器および関連物質を除くそのような武器の準備、製造、維持もしくは使用に関する金融取引、技術訓練、助言、活動もしくは援助にも適用することを決定し、各国に対し、北朝鮮への小型武器の直接的または間接的な供給、売却もしくは移譲を警戒することを求め、各国は北朝鮮への小型武器の売却、供給もしくは移譲の少なくとも5日前までに委員会に通告することをさらに決定する。

11. すべての国家に対し、その権限と法律に従い、また、国際法と両立する形で、関連する国家が、その貨物が、決議1718の第8項(a)、第8項(b)もしくは第8項(c)、あるいは本決議の第9項または第10項により供給、売却、移譲、または輸出が禁止されている物品を含んでいると信ずるに足る合理的な根拠を提供する情報を有している場合、これらの条項の厳格な履行を確保する目的で、海港および空港を含め、その領域内にあるすべての北朝鮮へ向けての、および、そこからの貨物を検査するよう求める。

12. すべての加盟国に対し、それらの船舶の積荷が、決議1718(2006)の第8項(a)、第8項(b)もしくは第8項(c)、あるいは本決議の第9項または第10項により供給、売却、移譲、または輸出が禁止されている物品を含んでいると信ずるに足る合理的な根拠を提供する情報を有している場合、これらの条項の厳格な履行を確保する目的で、旗国の同意を得て、公海上の船舶を臨検するよう求める。

13. すべての国家に対し、第11項および第12項に従って、検査に協力するように求め、旗国が公海上での臨検に同意しない場合には、旗国は、第11項に従って、現地当局による必要な検査に適切かつ都合の良い港へその船舶を向かわせるべきことを決定する。

14. すべての加盟国が、第11項、第12項または第13項による検査により確認された、決議1718の第8項(a)、第8項(b)もしくは第8項(c)、あるいは本決議の第9項または第10項により供給、売却、移譲、または輸出が禁止されている物品を、決議1540(2004)を含む該当する安全保障理事会決議により課された義務、およびNPT、1997年4月29日の化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約、また1972年4月10日の細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締約国としての義務と抵触しない方法により、没収し、処分する権限を認め、かつすべての加盟国がそうすべきことを決定し、また、さらにすべての国家が、このような努力に協力すべきことを決定する。

15. いかなる加盟国も、第11項、第12項または第13項による検査を実行した時、あるいは、第14項により、貨物を没収し、処分した時には、検査、没収および処分委員会に対し、関連する詳細を含んだ報告書をすみやかに提出するよう要請する。

16. いかなる加盟国も、第12項または第13項による旗国の協力を得られなかった時には、委員会に

対し、関連する詳細を含んだ報告書をすみやかに提出するよう要請する。

17. 加盟国は、それらの船舶の積荷が、決議 1718 (2006) の第 8 項 (a)、第 8 項 (b) もしくは第 8 項 (c)、あるいは本決議の第 9 項または第 10 項により供給、売却、移譲、または輸出が禁止されている物品を含んでいると信ずるに足る合理的な根拠を提供する情報を有している場合、それらの役務の提供が人道的な目的に必要な場合を除き、貨物が検査され、必要があれば、没収され、処分されるまで、その国民により、またはその領域から、燃料や物品の補充、あるいはそれ以外の船舶への支援のような、北朝鮮船舶への補給活動を禁ずべきことを決定し、また、この条項が合法的な経済活動に影響するものでないことを強調する。

18. 加盟国に対し、決議 1718 (2006) の第 8 項 (d) および (e) による義務の履行に加え、それぞれの領域内に存在する、または今後それぞれの領域に到来する、あるいは、それぞれの管轄権に服する、または今後それぞれの管轄権に服することになる、これらの計画や活動に関連しているあらゆる金融、または別の資産、資源の凍結、および各国の権限と法律に従い、これらの取引を防止するための強化された監視の適用を含め、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連、あるいは他の大量破壊兵器関連計画や活動に寄与する可能性のある金融サービスの提供、また、それぞれの領域に向けての、を通しての、あるいはそこからの、もしくは、それぞれの国民、それぞれの法律に基づいて設立された団体（海外の支部を含む）、または、それぞれの領域内に存在する人物または金融機関へ向けての、あるいはそれらを通しての、あらゆる金融、または別の資産、資源の移譲を防止するよう求める。

19. すべての加盟国および国際的な金融、信用供与機関に対し、直接一般市民の必要を満たすための人道的および開発を目的とするもの、または非核化の推進を除いて、北朝鮮に対する新しい贈与、金融支援、または低利融資の協定を結ばないように求め、さらにまた国家に対し、現在合意している協定の削減を視野に入れて、強化した警戒を行なうよう求める。

20. すべての加盟国に対し、それらの金融支援が北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連、あるいは他の大量破壊兵器関連や活動に寄与する可能性のある場合、北朝鮮との貿易に対して、公的な金融支援（そのような貿易に関係するそれぞれの国民および団体に対する輸出用の信用、保障または保険の供与を含む）を提供しないように求める。

21. すべての加盟国は、外交関係に関するウィーン条約により北朝鮮に置かれた外交使節団の活動を害することなく、決議 1718 (2006) の第 8 項 (a) (iii) および第 8 項 (d) の条項を履行すべきことを強調する。

22. すべての加盟国に対し、決議 1718 (2006) の第 8 項および本決議の第 9 項および第 10 項、ならびに本決議の第 18 項、第 19 項および第 20 項に規定された金融措置を効果的に実施するために取られた具体的な措置を、本決議の採択から 45 日以内に、その後は、委員会の要求に応じて、安全保障理事会に報告するよう求める。

23. 決議 1718 (2006) の第 8 項 (a)、第 8 項 (b) および第 8 項 (c) に規定された措置を、INFCIRC/254/Rev.9/Part 1a および INFCIRC/254/Rev.7/Part 2a に記載されている品目にも適用することを決定する。

24. 団体、物品および人物の指定を通し、決議 1718 (2006) の第 8 項により課せられた措置と本決議とを調整することを決定し、また、委員会に対し、本決議の採択から 30 日以内に、このための作業を実施し、安全保障理事会に報告するよう指示し、またさらに、委員会が行動しない場合には、その旨の報告を受け取ってから 7 日以内に、安全保障理事会が措置を調整するための活動を完遂することを決定する。

25. 委員会は、決議 1718 (2006)、2009 年 4 月 13 日の議長声明および本決議の完全な実施を促進するために、2009 年 7 月 15 日までに理事会に提出される、履行、調査、一般広報戦略、対話、支援および協力を含めた作業計画を通して、その努力を強化すること、また、本決議の第 10 項、第 15 項、第 16 項および第 22 項による加盟国の報告書を受け取り、検討することを決定する。
26. 事務総長に対し、委員会との協議のうえ、委員会の指示の下で活動し、以下のような任務を遂行するために、当初は一年間、最大 7 名の専門家グループ（専門家パネル）を設置するよう要請する。
- (a) 決議 1718 (2006) および本決議の第 25 項に明記されている任務を委員会が遂行するにあたって援助すること
- (b) 決議 1718 (2006) および本決議によって課された措置の実施に関する情報、とりわけ不履行の発生に関する情報を、国家、関係する国際連合組織およびその他の利害関係者から収集し、検討し、また分析すること
- (c) 決議 1718 (2006) および本決議によって課された措置の実施を改善するために、理事会、委員会または加盟国が検討すべき活動について勧告すること また、
- (d) 本決議の採択から 90 日以内に、理事会に、その作業についての中間報告書を、また、その調査結果と勧告を含め、任務終了より 30 日以上前に、最終報告書を理事会に提出すること
27. すべての国家、関係する国際連合組織およびその他の利害関係者に対し、委員会および専門家パネルに対し、とりわけ、決議 1718 (2006) および本決議によって課された措置の実施に関し、保有している情報を提供することにより、十分に協力するよう促す。
28. すべての加盟国に対し、警戒し、その領域内において、またはその国民により、北朝鮮による機微な核活動の拡散および核兵器の運搬手段の開発に寄与する可能性のある分野での北朝鮮国民に対する特定の教育または訓練を防止するよう求める。
29. 北朝鮮に対し、できるだけ早期に包括的核実験禁止条約に加わるように求める。
30. 平和的な対話を支持し、検証可能な朝鮮半島の非核化を達成するという観点から、また、朝鮮半島および北東アジアの平和と安定を維持するために、北朝鮮に、前提条件無しでただちに六カ国協議に復帰するよう求め、さらに、すべての参加者に対し、中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦およびアメリカ合衆国による、2005 年 9 月 19 日に出された共同声明、ならびに 2007 年 2 月 13 日および 2007 年 10 月 3 日の共同文書の完全かつ迅速な実施へ向けての努力を強化するよう促す。
31. 事態の平和的、外交的かつ政治的な解決へ向けての強い公約を表明し、また、理事国ならびに他の加盟国による対話を通しての平和的かつ包括的な解決を促し、緊張を高める可能性のある行為を差し控える努力を歓迎する。
32. 北朝鮮の行動を継続的に再検討の対象とし、また、北朝鮮による決議 1718 (2006) および本決議の関連する条項の履行状況に照らして必要になるであろう措置の強化、修正、停止あるいは解除を含め、決議 1718 (2006) 第 8 項および本決議の関連する条項によって課された措置の履行の適切性を再検討する用意のあることを確認する。
33. 追加的な措置が必要となった場合には、また、さらに決定が必要となる旨を強調する。
34. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。